

罹患証明書(学校において予防すべき感染症)

住所

氏名

奈良県立大和広陵高等学校 年 組 番

学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザ(インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスで、血清亜型がH5N1であるものに限る)
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症()

◆ 意見欄

登校(出席)停止

プール禁止

その他

◆ 期間

自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関住所

医師名

印

(※該当疾患、意見欄に○印及び記入ください)

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法が改正され、第12条(出席停止)、また施行令(出席停止の指示)、施行規則(学校において予防すべき感染症の種類・出席停止の期間の基準)も改定されました。(平成24年4月1日)

◆ 学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザ(インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスで、血清亜型がH5N1であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症()

◆ 出席停止期間の基準

第一種	治癒するまで
第二種	インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 百日咳・・・・・・特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻疹・・・・・・解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 風疹・・・・・・発疹が消失するまで 水痘・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで 結核・髄膜炎菌性髄膜炎 ・・・・医師により感染の恐れがないとみとめられるまで <u>ただし、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)</u>
第三種	医師により感染の恐れがないとみとめられるまで